

こんにちは！消費生活センターです

☎南島原市消費生活センター ☎0957(82)3010

インターネットで突然の高額請求 ～あわてて連絡してはダメ!!～

●相談事例

オンラインゲームをしていたら、「18歳以上ですか」という画面にアクセスしてしまった。



「はい」と「いいえ」の選択ボタンがあり、「いいえ」を押したのに、次の画面には「登録完了!! 3日以内に9万円支払ってください」とあり驚いた。

消しても消しても画面が現れ、「お支払いがなければ携帯電話の個人識別番号から個人を特定し請求いたします」とある。【市内 10代男性】

●消費生活センターからの助言

南島原市消費生活センターでは、昨年度、インターネットに関するトラブルの相談を12件受けています。全国的にも子どもが被害にあうケースが増えており、携帯電話や携帯ゲーム機などでインターネットを利用する場合は、保護者も注意が必要です。

インターネットを見ていて、興味本位で広告などをクリックすると、他のサイトに誘導され、登録料やサイト閲覧料との名目で高額請求を受けたというトラブルが後を絶ちません。むやみに広告をクリックせず、覚えのない請求を受けたとしても、請求業者に連絡してはいけません。

また携帯電話の個人識別番号を業者に知られても、そこから住所や氏名を特定されることはありません。

インターネットトラブルに関して困ったこと、不安なことがあれば消費生活センターにご相談ください。

Road To J

近藤健一選手や松橋章太選手など島原半島出身の選手が活躍するV・ファーレン長崎。皆さんの熱い声援をスタジアムで選手に届けよう!



V・ファーレン長崎
こん どう けん いち
近藤 健一さん(29)
(南島原市西有家町出身)

*ポジション：ゴールキーパー
*背番号：1
*経歴：国見高校～FC東京
*今シーズンの目標
JFL優勝、ケガをしない

いつもV・ファーレン長崎の応援ありがとうございます。
僕は小学5年生のときに弟と一緒にサッカーを始めました。今の自分があるのも監督やチームメイトに恵まれ、いい環境でサッカーができていたおかげだと思います。
今年はJリーグ昇格に向けて戦っているのですが、僕もチームに貢献できるように頑張ります。島原での試合は少ないですが、友達や知り合いを誘ってぜひスタジアムまで応援に来てください！よろしくお祈りします。

試合情報 (会場：島原市営陸上競技場)

[JFL 第22節]

● 7月29日(日) 午後3時 キックオフ
VS ツエーゲン金沢

[JFL 第29節]

● 10月14日(日) 午後1時 キックオフ
VS 藤枝MYFC



マスコットキャラクター
ヴィヴィくん



●お問い合わせ
V・ファーレン長崎事務局
TEL：0957-43-2095
FAX：0957-43-2096
URL：http://www.v-varen.com/

後期高齢者医療制度のお知らせ

☑ 保険年金課 ☎050(3381)5039 または 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930

【被保険者証(保険証)の更新について】

● 8月から被保険者証(保険証)が新しくなります

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までです。新しい保険証を7月中に郵送などにより交付しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。なお、更新手続きは必要ありません。

※有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄するか、保険年金課(または各支所)までお返しく下さい。
※保険料の納付が滞っている人には、有効期間が短い保険証や医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。

● 限度額適用・標準負担減額認定証について

「限度額適用・標準負担減額認定証」を医療機関などの窓口で見せると、受診時の窓口払い(保険適用分)が自己負担限度額までになります。また、食事代が減額されます。

■ 認定の対象となる人

住民税非課税世帯に属している人(同一世帯の全員が住民税非課税の場合)

■ 既に交付を受けている人

現在使用している認定証の有効期限は、7月31日までです。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して7月中に交付します。

※「区分Ⅱ」の認定証を持っている人で、その交付を受けている期間に90日を超える入院(申請日から過去1年以内)がある場合は、さらに食事代が減額されます(再度、申請が必要で、申請日からの適用となります)

■ 認定証の交付を受けるには

保険年金課(または各支所)の窓口で申請手続きを行ってください。

申請に必要なもの 保険証、印かん

● 保険料の軽減措置について

所得が少ない人の保険料については、世帯の所得に応じ、次に掲げる割合のとおり保険料の軽減措置が継続されます。

■ 均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	軽減割合
33万円以下の場合	8.5割
※うち、被保険者全員が年収80万円以下(その他各種所得なし)の世帯	9割
33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下の場合	5割
33万円+(35万×被保険者数)以下の場合	2割

■ 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額(前年中の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額)	軽減割合
58万円以下の場合(年収入で211万円まで)	5割

■ 被扶養者であった人の軽減

この制度加入直前に健康保険など(国民健康保険は除く)の被扶養者の人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,400円になります。

※これらの軽減措置については、あらかじめ手続きをする必要はありません。

※保険料の納付が困難なときは、分割納付などがありますので、お早めにご相談ください。また、失業や災害など、特別な事情がある場合には減免などの制度があります。

